

記

第1 確認株式会社及び確認有限会社の制度

1 最低資本金制度に関する特例

(1) 株式会社の場合

ア 法第2条第2項第3号に掲げる創業者（当該創業者に該当することについて、規則で定めるところにより、確認の申請書を平成20年3月31日までに経済産業大臣に提出して、その確認を受けた者に限る。）が経済産業大臣の確認を受けた日から2か月を経過する日までに設立する当該確認に係る株式会社で、その設立の時ににおける資本の額が1,000万円に満たないもの（以下「確認株式会社」という。）については、商法（明治32年法律第48号）第168条ノ4の最低資本金に関する規定は、その設立の日から5年間は、適用しないとされた（法第10条第1項）。

イ 「法第2条第2項第3号に掲げる創業者」とは、法第2条第1項第2号に掲げる創業等（事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設けられた会社が事業を開始すること。）を行おうとする個人であって、2か月以内に当該創業等を行う具体的な計画を有するものをいう（法第2条第2項第3号）。

ウ なお、確認株式会社が設立後5年以内に資本の額を1,000万円以上としたときは、その後は、この特例は適用されない（法第10条第1項）。

(2) 有限会社の場合

(1) アの創業者が経済産業大臣の確認を受けた日から2か月を経過する日までに設立する当該確認に係る有限会社で、その設立の時ににおける資本の総額が300万円に満たないもの（以下「確認有限会社」という。）についても、(1)と同様の最低資本金に関する特例が設けられた（法第10条第2項）。